

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地球温暖化を防止するとともに、節電等環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、松茂町補助金交付規則（昭和52年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置しようとする者及び建売住宅供給者等から自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入しようとする者とする。

2 この補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付算定基準額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、少数第3位を四捨五入し、出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットとする。）に2万5千円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付の予約)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着手前又はシステム付き住宅購入の契約前に、あらかじめ、補助金交付予約申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付予約受理通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の届出)

第5条 前条第2項による通知を受けた申請者は、補助金交付予約申込書の内容を変更しようとするとき、又はシステムの設置を中止しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、補助金交付申請書（様式第4号）に次の書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置場所及び付近の見取り図
- (2) 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し。ただし、特別な事情がある場合には、実績報告の際に提出することを認めるものとする。
- (3) 工事着工前の現場写真
- (4) 太陽電池の最大出力値を算定した根拠資料
- (5) その他町長が必要と認めたもの

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査及び現地

調査を行い、交付を決定した場合には、第3条に定める交付額の算定方法により補助金の額を決定し、申請者に補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は事業完了後30日以内、又は当該年度の3月31日のどちらか早い日までに補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置状況を示す写真
- (2) システムの設置場所及び付近の見取り図
- (3) その他町長が必要と認めたもの

（補助金の交付確定）

第9条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、速やかに審査及び現地調査を行い、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、申請者に補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 申請者は、前条の補助金の交付確定の通知を受けたときは、町の指定する請求書を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第11条 申請者は、この補助金の交付を受けて設置したシステム（以下「対象システム」という。）の法定耐用年数の期限内において、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、申請者に補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、同条の規定による通知に併せて、申請者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

（協力）

第14条 町長は、申請者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

補助金交付予約申込書

年 月 日

松茂町長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

印

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金交付の予約を申し込みます。

記

- | | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | システムの設置予定場所 | <u>松茂町</u> |
| 2 | 太陽電池の最大出力値（予定）
（少数第3位を四捨五入） | <u> </u> キロワット |
| 3 | 補助金交付申請予定額
（1,000円未満切捨て、4キロワット上限） | <u> </u> 円 |
| 4 | 工事着工予定日 | <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 |
| 5 | 工事完了予定日 | <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 |
| 6 | 補助金交付対象事業
（いずれかに○印） | (1) 既存住宅にシステムを設置する。
(2) システム一体型住宅を新築する。
(3) システムが設置された新築住宅を購入する。
((2)(3)の場合 居住予定 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日) |
| 7 | 添付書類
・工事着工前の現場写真 | |

補助金交付予約受理通知書

第 年 月 日 号

殿

松茂町長

年 月 日付けで申込みのあった予約申込みについて、補助金の交付の予約を下記のとおり受理したので、松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の名称 松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

2 予約受付番号 年 月 日付け 第 号

3 その他

- (1) この通知書は、あくまで予約であり、松茂町の補助金交付決定通知書をもって初めて、補助金の交付の要件を具備するものとします。
- (2) 補助金予約内容を変更する場合又はシステムの設置を中止しようとする場合は、速やかに申し出て、町長の承認を受けなければなりません。

以 上

計画変更承認申請書

年 月 日

松茂町長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

⑨

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり事業予約内容の変更をしたいので、承認を申請します。

記

1 予約受付番号 年 月 日付け 第 号

2 変更の内容（該当する番号に○印）

- (1) システム設置を中止する。
- (2) 太陽電池モジュールの最大出力値を キロワットに変更する。
- (3) 1キロワット当たりのシステム価格を 円に変更する。
- (4) 工事着工予定日を 年 月 日に変更する。
- (5) 工事完了予定日を 年 月 日に変更する。
- (6) 申請者を変更する。
- (7) その他

3 変更の理由

補助金交付申請書

年 月 日

松茂町長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

印

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金交付の申請をします。なお、この申請をするに当たり、必要に応じて町長が町民税課税台帳及びその他松茂町の保有する必要な資料を確認することに同意します。

記

- 1 予約受付番号 _____ 年 月 日付け 第 号
- 2 システムの設置予定場所 _____ 松茂町
- 3 太陽電池の最大出力値（予定） _____ キロワット
（少数第3位を四捨五入）
- 4 補助金交付申請額 _____ 円
- 5 設置に要する経費 _____ 円
- 6 添付書類
- (1) システムの設置場所及び付近の見取り図
 - (2) 申請者本人が補助対象住居に居住していることを示す住民票の写し
 - (3) 工事着工前の現場写真
 - (4) 太陽電池の最大出力値を算定した根拠資料
 - (5) その他町長が必要と認めたもの

補助金交付決定通知書

第 年 月 日
号

殿

松茂町長

年 月 日付けて申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称 松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 対象システムの法定耐用年数の期限内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書を町長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 町から売電量及び買電量のデータの提出その他の協力を求められた場合は、これに応じること。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付の条件に違反したとき、又は(1)に違反して対象システムを処分したときは、補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

以 上

補助金実績報告書

年 月 日

松茂町長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

印

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定番号
- 年 月 日付け 第 号
- 2 システムの設置場所
- 松茂町
- 3 太陽電池の最大出力値
- キロワット
- (少数第3位を四捨五入)
- 4 補助金交付決定額
- 円
- 5 設置に要する経費
- 円
- 6 添付書類
- (1) システムの設置状況を示す写真
- (2) システムの設置場所及び付近の見取り図
- (3) その他町長が必要と認めたもの

補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

殿

松茂町長

年 月 日付けて実績報告のあった補助金の交付については、下記のとおり確定したので松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称 松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 対象システムの法定耐用年数の期限内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書を町長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 町から売電量及び買電量のデータの提出その他の協力を求められた場合は、これに応じること。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付の条件に違反したとき、又は(1)に違反して対象システムを処分したときは、補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

以 上

処分承認申請書

年 月 日

松茂町長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

印

松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりシステム処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定番号 年 月 日付け 第 号

2 システムの設置場所 松茂町

3 補助金交付時の補助事業者名
(法人の場合は、法人名及び代表者名)

4 処分の内容（該当する項目を○で囲む。）

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

(その他の場合は、具体的に記載すること。)

5 処分の時期 年 月 日

6 処分の理由

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

松茂町長

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

なお、既に補助金が交付されている場合は、同要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金交付決定取消しの理由
- 2 補助金返還額

円
- 3 補助金返還の期限

年 月 日

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の規定によりされた交付の予約及び旧要綱第7条の規定によりされた交付の申請は、それぞれこの要綱による改正後の松茂町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定によりされた交付の予約及び新要綱第6条の規定によりされた交付の申請とみなす。